

空き家バンク制度に関するよくある質問（Q&A）

Q1：空き家バンクとは何ですか？

A1： 空き家バンクは、移住・定住を目的とした空き家の情報提供・マッチング制度で、空き家の所有者と利用希望者を結びつける仕組みです。

Q2：利用する際の条件はありますか？

A2： 空き家バンクをご利用いただくには登録が必要です。
物件の登録及び利用の登録にてそれぞれ条件がございます。
詳細は、担当窓口にお問い合わせいただくか、各種Q&Aを確認ください。

Q3：利用するメリットは何ですか？

A3： 物件登録者は無料で情報を周知することができ、
利用希望者は手頃な価格で物件を入手できるなどのメリットがあります。

Q4：利用するデメリットは何ですか？

A4： 物件登録者は買い手・借り手が限られ(空き家バンクは利用登録者しか利用が出来ない)、
利用登録者は物件数及び詳細内容も多くないなどのデメリットがあります。
しかし、空き家バンク以外による取引を妨げるものではございませんので、
ご不安な方は不動産業者等にご相談いただくことをおすすめいたします。

Q5：利用する際の注意点はありますか？

A5： 屋久島町空き家バンク制度では内覧の立ち会いや契約は
すべて所有者と利用希望者との直接交渉となります。
役場は内覧の立ち会いや契約手続き等一切関与出来ませんので、
ご不安な方は不動産会社等にご相談いただくことをおすすめいたします。

Q6：利用する際のサポートはありますか？

A6： 空き家バンクへの登録など、ご利用いただくにあたりサポートをいたします。
空き家をお持ちの方で活用方法がわからない方や悩まれている方の
ご相談などもお受けいたしておりますので、まずは担当窓口にご連絡ください。